

精密検査実施医療機関基準確認書【新規・変更時】

実施基準について、下記のとおり提出します。

5. 乳がん

	実施基準	確認欄 (○か× を 記入)	備考
1-1	問診・視触診の検査を行い、診断ができる		
1-2	精検用乳房X線撮影の検査を行い、診断ができる		
1-3	超音波検査を行い、診断ができる		○であることが必須
1-4	細胞診・組織診の検査を行い、診断ができる		
2-1	日本乳癌学会の乳腺専門医(当面の間は認定医も可)が勤務し検査が実施できる、もしくはその監督下での検査が実施できる		○であることが必須

↓
【乳腺専門医の勤務がない場合、連携先の医療機関を記入してください】

2-2	乳腺疾患の診療に習熟した医師が問診・視触診を実施できる あるいは、その監督下に実施できる		
2-3	精検用乳房X線撮影装置について		
	①日本医学放射線学会の定める仕様基準を満たし、線量(3mGy以下)及び画質基準を満たしている		○であることが必須
	②マンモグラフィ検診精度管理中央委員会の施設画像評価に合格している		○であることが必須
	③少なくとも2方向撮影・圧迫スポット撮影及び拡大撮影が可能である		○であることが必須
	④マンモグラフィに関する基本講習プログラムに準じた読影講習会を修了し、十分な読影能力を有する医師により読影される		○であることが必須
2-4	乳房超音波検査について		
	①超音波診断装置に適切な深触子を接続して使用する		○であることが必須
	②深触子は表在用(使用周波数10MHz程度、ただし、アニューレイ型深触子では7.5MHzも可、視野幅35mm以上)を用いる		○であることが必須
	③乳房超音波検査に習熟した医師・臨床検査技師・診療放射線技師・看護師が検査を行う		○であることが必須
	④乳腺疾患の超音波診断に習熟した医師が診断する		○であることが必須
2-5	細胞診・組織診について		
	①細胞診、針生検が可能である		○であることが必須
	②必要であれば外科的生検が可能である、あるいは外科的生検が可能な施設と連携できる		○であることが必須

↓
【外科的生検が実施できない場合、連携先医療機関を記入してください】

2-5	③細胞診の診断は細胞診専門医・細胞診検査士により、組織診の診断は病理専門医により実施される		○であることが必須
3	精密検査結果を速やかに検診実施機関に報告できる		○であることが必須
	がんと診断された者について、確定診断の結果、治療の状況等について記録し保管できる		○であることが必須
	がんが否定された者についても、その後の経過を把握・追跡できる体制を整備している		○であることが必須
	発見乳がんに関して、部会や検診実施機関等が実施する事後調査、確定調査等に積極的に協力できる		○であることが必須
4-1	検査結果を検診実施機関または市町村に報告できる		○であることが必須
4-2	担当者は地域における精度管理委員会に定期的に参加できる		○であることが必須
4-3	精度管理委員会の求めに応じて細胞診、針生検及び外科的生検の成績(生検施行率及びがんの割合等)を報告できる		○であることが必須
4-4	検査を実施する医師・臨床検査技師・診療放射線技師・看護師は、マンモグラフィ講習会及び乳房超音波に関する講習会を受講している		
4-5	定期的なカンファレンス開催など、精度管理に関する事項が適切に実施できる		

↓
【4-5が○の場合、過去1年間の参加学会・研修会等を記入してください】